第六節　情報処理センター

（指定）

第七十六条　主務大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、情報処理センターとして指定することができる。

2　主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該情報処理センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　情報処理センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4　主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

第七十七条　情報処理センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一　第三十八条第一項及び第四十条第一項の規定による登録に係る事務（次号において「登録事務」という。）を電子情報処理組織により処理すること。

二　登録事務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理し、並びにプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。

三　第三十八条第二項（第四十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知並びに第三十八条第三項（第四十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による記録及び保存を行うこと。

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務規程）

第七十八条　情報処理センターは、前条各号に掲げる業務（以下「情報処理業務」という。）を行うときは、その開始前に、情報処理業務の実施方法、利用料金に関する事項その他の主務省令で定める事項について情報処理業務に関する規程（次項及び第八十五条第一項第三号において「業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　主務大臣は、前項の認可をした業務規程が情報処理業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第七十九条　情報処理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、情報処理業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　情報処理センターは、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、情報処理業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

（業務の休廃止）

第八十条　情報処理センターは、主務大臣の許可を受けなければ、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（秘密保持義務）

第八十一条　情報処理センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、情報処理業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（帳簿）

第八十二条　情報処理センターは、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、情報処理業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（報告及び立入検査）

第八十三条　主務大臣は、情報処理業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、情報処理センターに対し、情報処理業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、情報処理センターの事務所に立ち入り、情報処理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（監督命令）

第八十四条　主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、情報処理センターに対し、情報処理業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第八十五条　主務大臣は、情報処理センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第七十六条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一　情報処理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二　指定に関し不正の行為があったとき。

三　この節の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は第七十八条第一項の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行ったとき。

2　主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四章　雑則

第三十六条第一項中「第三十三条第三項」を「第六十九条第四項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「受けた」の下に「第一種特定製品整備者、第一種フロン類充**塡**回収業者又は」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　主務大臣は、第一種特定製品整備者、第一種フロン類充**塡**回収業者又はフロン類破壊業者が第七十条第一項又は同条第二項において準用する第五十九条第二項若しくは第三項の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

第三十六条を第七十三条とし、同条の次に次の節名を付する。

第五節　費用負担

第三十五条中「第三十三条第一項」を「第六十九条第一項若しくは第二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条を第七十二条とする。

第三十四条第二項中「発注者」を「発注を行う第一種特定製品の管理者」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充**塡**回収業者、第一種フロン類再生業者」に、「以下」を「第八十七条第二号において」に改め、同条を第七十一条とする。

第三十三条第一項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充**塡**回収業者」に、「第二十一条第一項に規定する」を「第四十六条第一項の規定により」に改め、同条第四項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充**塡**回収業者、第一種フロン類再生業者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「以下」を「第五項及び第七十一条第二項において」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　フロン類破壊業者は、第一種フロン類再生業者から第五十八条第二項の規定によりフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

第三十三条を第六十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（破壊証明書）

第七十条　フロン類破壊業者は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取った場合において、フロン類を破壊したときは、フロン類を破壊したことを証する書面（以下この条において「破壊証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類を引き取った第一種フロン類充**塡**回収業者に当該破壊証明書を交付しなければならない。この場合において、当該フロン類破壊業者は、当該破壊証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。